

騎西サッカースポーツ少年団規約

【第1章 総則】

(名称)

第1条 本団は騎西サッカースポーツ少年団（以下、本団という。）と称する。

(目的)

第2条 本団は、日本スポーツ少年団の目的に従い、地域の学校教育活動外に於いて、スポーツを通じ、青少年の心身の健全な教育に資することを目的とする。

(活動)

第3条 本団は、前条の目的を達成するため、次のような活動を行う。

- ①各種スポーツ活動
- ②体力テスト
- ③レクリエーション活動
- ④他団体との交歓交流活動
- ⑤その他本団の目的達成に必要な活動

【第2章 団員】

(構成)

第4条 本団の団員は、小学生の男女をもって構成する。

(入団)

第5条 本団への入団は、本団所定の入団申込書を提出によりこれを行う。また、入団に当たっては、別に定める会費を同時に納入するものとする。

(有効期限)

第6条 団員の有効期限は、入団の申し込みを受けたその日からその年度末の間で、毎年度ごとにこれを更新する。更新の方法は前条に定めるところによる。

(退団)

第7条 団員が退団する場合は、保護者が団長に退団の届けをした後、退団するものとする。

第8条 団員が少年少女らしからぬ行為、態度、故意に傷害を起こした場合には、厳重な注意をあたえ、さらには退団させることができるものとする。また、指導者も同様とする。

(団の登録)

第9条 本団は、第5条の定めるところにより入団を行った団員・指導者をまとめ、日本スポーツ少年団所定の方式により、騎西サッカースポーツ少年団として登録を行うものとする。また、団登録に銘記された団員、指導者は全員、公益財団法人スポーツ安全協会の保険に加入し、万一事故が起きた場合、この保険内で処理する。また、指導者や団に故意または重大な過失がない限り責任を負わない。

【第3章 役員】

(役員)

第10条 本団に次の役員を置く。

- ①団長 1名 ②副団長 若干名 ③指導者 必要者数
- ④会計 2名 ⑤監査 2名

第11条 前条の役員は、育成会の互選により選出する。

- 2 団長は、本団を代表し、団務を統括する。
- 3 副団長は、団長を補佐し、団長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 指導者は、本団の活動を指導する。
- 5 会計は、本団の会計を担当する。
- 6 監査は、本団の会計を監査する。

第12条 本団の役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 本団の役員に欠員が生じたときは、それを補充する。ただし、その任期は前任者の残り任期期間とする。

【第4章 育成会】

(構成)

第13条 育成会は、団員の保護者及び本団の目的の達成に賛同する個人、団体を持って構成する。また、団員の保護者は、別に定める会費を納入するものとする。

第14条 育成会は、本団の目的達成のための活動を育成援助する。

(役員)

第15条 育成会には、次の役員を置く。

- ①会長 1名 ②副会長 若干名 ③理事 若干名

第16条 前条の役員は、育成会の互選により選出する。

- 2 会長は、育成会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に支障があるときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、会長、副会長を含めた理事会を構成し、会務を処理執行する。

(任期)

第17条 育成会の役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 育成会の役員に欠員が生じたときは、それを補充する。ただし、その任期は前任者の残り任期期間とする。

(会計)

第18条 本団の会計は、団員の納める会費、育成会費、寄付金、補助金、その他収入によって支弁する。

第19条 団員1人あたり1ヶ月2,000円とし、毎年4,7,10,1月の会計からの指定日に

納入するものとする。ただし、その他の費用については、理事会または総会を開催して決定し、徴収するものとする。なお、複数の団員がいる家庭においては、500円を割引した金額とする。

2 徴収した会費は、途中退団した場合でも返金はしない。

3 育成会費は、主に試合時の消耗品や、親子レク、クリスマス会、卒団式等に充当するものとし、その財源は団費から必要額を充当するものとする。

第20条 本団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【第5章 付則】

(規約改正及び解散)

第21条 本規約の改正及び本団の解散は、育成会の3分の2以上の同意を得なければならぬ。

(ユニフォームの貸し出し)

第22条 入団申し込み時に、ユニフォームの貸し出し代として、1,000円を徴収する。

(慶弔金)

第23条 団員、指導者及びその1親等に対して、金5,000円の慶弔金を支払うこととする。

2 団員、指導者及び当番の父母等が団活動中に起こした怪我等による入院に対して、金5,000円の見舞金を支払うこととする。

附則

本規約は昭和62年9月1日から施行する。

本規約は昭和63年3月27日から一部改正する。

本規約は平成5年3月28日から一部改正する。

本規約は平成11年4月1日から一部改正する。

本規約は令和2年4月1日から一部改正する。

本規約は令和3年4月1日から一部改正する。